

告知



敷地内全面禁煙について



平成21年4月1日から九州歯科大学敷地内が全面禁煙となります。敷地内とは、建物内のみならず、駐車場、玄関を含め構内全てを示します。

たばこが、喫煙者及びその受動喫煙者の健康を害し、肺がん等を誘発することから、平成15年5月健康増進法第25条で病院等の受動喫煙の防止対策を講じるよう義務付けられ、平成19年4月1日から大学附属病院建物内での禁煙を実施してきました。

また、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」も発効し、世界的規模で各国様々な喫煙防止対策への取り組みが行われております。

最近においては、喫煙が脳・心臓疾患のリスクや生活習慣病の罹者率を高めることとされています。

この措置は、患者さんのご家族、お見舞いの方々など学外者、学内者を問わず全ての方が対象となりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

なお、周辺の路上禁煙についてもご協力いただくようお願い申し上げます。

平成21年3月4日

公立大学法人九州歯科大学
理事 長
附属病院 長